

中華人民共和国外国人出入国管理条例

2013年7月

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

<p>中华人民共和国外国人入境出境管理条例</p> <p>(2013年7月3日国务院第15次常务会议通过，2013年7月12日公布，自2013年9月1日起施行)</p> <p style="text-align: center;">第一章 总则</p> <p>第一条 为了规范签证的签发和外国人在中国境内停留居留的服务和管理，根据《中华人民共和国出境入境管理法》（以下简称出境入境管理法）制定本条例。</p> <p>第二条 国家建立外国人入境出境服务和管理工作协调机制，加强外国人入境出境服务和管理工作的统筹、协调与配合。</p> <p>省、自治区、直辖市人民政府可以根据需要建立外国人入境出境服务和管理工作协调机制，加强信息交流与协调配合，做好本行政区域的外国人入境出境服务和管理工作。</p> <p>第三条 公安部应当会同国务院有关部门建立外国人入境出境服务和管理信息平台，实现有关信息的共享。</p> <p>第四条 在签证签发管理和外国人在中国境内停留居留管理工作中，外交部、公安部等国务院部门应当在部门门户网站、受理出境入境证件申请的地点等场所，提供外国人入境出境管理法律法规和其他需要外国人知悉的信息。</p> <p style="text-align: center;">第二章 签证的类别和签发</p> <p>第五条 外交签证、礼遇签证、公务签证的签发范围和签发办法由外交部规定。</p>	<p>中華人民共和国外国人出入国管理条例</p> <p>(2013年7月3日に国务院第15回常務會議で採択され、2013年7月12日に公布し、2013年9月1日より施行する)</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 査証の発行及び外国人の中国国内における滞在・在留にかかるサービスと管理を規範化するため、「中華人民共和国出入国管理法」（以下、「出入国管理法」という）に基づき、本条例を制定する。</p> <p>第2条 国は、外国人の出入国にかかるサービスと管理業務の協力メカニズムを確立し、外国人の出入国にかかるサービスと管理業務の統一手配、協調と協力を強化する。</p> <p>省、自治区及び直轄市人民政府は、必要に応じて、外国人の出入国にかかるサービス及び管理業務の協力メカニズムを確立し、情報交換及び協調協力を強化し、本行政区内における外国人の出入国にかかるサービスと管理業務を着実にこなす。</p> <p>第3条 公安部は、国务院の関連部門とともに、外国人の出入国にかかるサービスと管理業務の情報を共有するプラットフォームを確立し、関連する情報の共有化を実現しなければならない。</p> <p>第4条 査証の発行管理及び外国人の中国国内での滞在・在留に関する管理業務において、外交部、公安部等の国务院部門は、部門の公式ウェブサイト、出入国証書の申請を受け付ける場所などに、外国人の出入国管理に関する法律法規及び外国人が知るべきその他の情報を提供しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 査証の類別及び発行</p> <p>第5条 外交査証、礼遇査証及び公務査証の発行範囲と発行方法は、外交部が規定する。</p>
---	--

<p>第六条 普通签证分为以下类别，并在签证上标明相应的汉语拼音字母：</p> <p>（一）C 字签证，发给执行乘务、航空、航运任务的国际列车乘务员、国际航空器机组人员、国际航行船舶的船员及船员随行家属和从事国际道路运输的汽车驾驶员。</p> <p>（二）D 字签证，发给入境永久居留的人员。</p> <p>（三）F 字签证，发给入境从事交流、访问、考察等活动的人员。</p> <p>（四）G 字签证，发给经中国过境的人员。</p> <p>（五）J1 字签证，发给外国常驻中国新闻机构的外国常驻记者；J2 字签证，发给入境进行短期采访报道的外国记者。</p> <p>（六）L 字签证，发给入境旅游的人员；以团体形式入境旅游的，可以签发团体 L 字签证。</p> <p>（七）M 字签证，发给入境进行商业贸易活动的人员。</p> <p>（八）Q1 字签证，发给因家庭团聚申请入境居留的中国公民的家庭成员和具有中国永久居留资格的外国人的家庭成员，以及因寄养等原因申请入境居留的人员；Q2 字签证，发给申请入境短期探亲的居住在中国境内的中国公民的亲属和具有中国永久居留资格的外国人的亲属。</p> <p>（九）R 字签证，发给国家需要的外国高层次人才和急需紧缺专门人才。</p>	<p>第6条 普通査証は以下の類別に分けられ、査証上に相応の中国語ピンイン文字を表記する。</p> <p>（1）C査証は、乗務、航空、海運任務を執行する国際列車乗務員、国際航空機乗組員、国際航路を航行する船舶の船員及び船員に随行する家族ならびに国際道路運輸に従事する自動車運転手に発行する。</p> <p>（2）D査証は、中国に永久在留する人員に発行する。</p> <p>（3）F査証は、入国して交流、訪問及び視察等の活動に従事する人員に発行する。</p> <p>（4）G査証は、中国を経て通過する人員に発行する。</p> <p>（5）J1査証は、中国に常駐する国外の新聞機関の外国駐在記者に発行する。J2査証は、中国に来て短期の取材報道を行なう外国記者に発行する。</p> <p>（6）L査証は、旅行観光をする人員に発行する。団体で入国・旅行する場合には、団体L査証を発行することができる。</p> <p>（7）M査証は、入国して商業、貿易活動を行なう人員の入国に発行する。</p> <p>（8）Q1査証は、家族を揃って生活するために、入国・在留を申請する、中国国民及び永久在留資格を有する外国人の家族ならびに養育の委託などの理由により中国国内に在留する必要がある人員に発行する。Q2査証は、中国国内に居住する中国国民及び永久在留資格を有する外国人を短期で親族訪問するために入国を申請する人員に発行する。</p> <p>（9）R査証は、国が必要とする外国のハイレベル人材及び欠乏且つ至急必要な人材に発行する。</p>
--	---

<p>(十) S1 字签证, 发给申请入境长期探亲的因工作、学习等事由在中国境内居留的外国人的配偶、父母、未满 18 周岁的子女、配偶的父母, 以及因其他私人事务需要在中国境内居留的人员; S2 字签证, 发给申请入境短期探亲的因工作、学习等事由在中国境内停留居留的外国人的家庭成员, 以及因其他私人事务需要在中国境内停留的人员。</p> <p>(十一) X1 字签证, 发给申请在中国境内长期学习的人员; X2 字签证, 发给申请在中国境内短期学习的人员。</p> <p>(十二) Z 字签证, 发给申请在中国境内工作的人员。</p>	<p>(10) S1 査証は、入国して、就労、学習等の事由で中国国内に居住している外国人を長期に親戚訪問する本人の配偶者、父母、18歳未満の子女、配偶者の父母、ならびに長期にその他の私的事務で中国国内での在留を要する人員に発行する。S2 査証は、就労、学習等の事由で中国国内に居住している外国人を短期に親戚訪問する本人の家族メンバー、ならびに短期にその他の私的事務で中国国内での在留を要する人員に発行する。</p> <p>(11) X1 査証は、中国国内での長期学習をする人員に発行する。X2 査証は、中国国内での短期間学習をする人員に発行する。</p> <p>(12) Z 査証は、中国国内での就労を申請する人員に発行する。</p>
<p>第七条 外国人申请办理签证, 应当填写申请表, 提交本人的护照或者其他国际旅行证件以及符合规定的照片和申请事由的相关材料。</p>	<p>第7条 外国人は査証の申請手続きにあたり、申請書に記入のうえ、本人の旅券又はその他の国際旅行証書ならびに規定に合致する写真及び申請事由に関する資料を提出しなければならない。</p>
<p>(一) 申请 C 字签证, 应当提交外国运输公司出具的担保函件或者中国境内有关单位出具的邀请函件。</p>	<p>(1) C 査証の申請にあたり、外国運送会社の発行した保証書又は中国国内の関係する事業者が発行した招聘書簡を提出しなければならない。</p>
<p>(二) 申请 D 字签证, 应当提交公安部签发的外国人永久居留身份确认表。</p>	<p>(2) D 査証の申請にあたり、公安部が発行した外国人永久在留身分確認表を提出しなければならない。</p>
<p>(三) 申请 F 字签证, 应当提交中国境内的邀请方出具的邀请函件。</p>	<p>(3) F 査証の申請にあたり、中国国内の招聘者が発行した招聘書簡を提出しなければならない。</p>
<p>(四) 申请 G 字签证, 应当提交前往国家(地区)的已确定日期、座位的联程机(车、船)票。</p>	<p>(4) G 査証の申請にあたり、渡航日及び座席の既に確定した渡航先の国(地域)への航空(バス、船)チケットを提供しなければならない。</p>

<p>(五) 申請 J1 字及 J2 字簽證，应当按照中国有关外国常驻新闻机构和外国记者采访的规定履行审批手续并提交相应的申请材料。</p>	<p>(5) J1及びJ2査証の申請にあたり、外国常駐新聞機構及び外国記者取材に関する中国の規定に基づき審査認可手続きを履行し且つ相応の申請書類を提出しなければならない。</p>
<p>(六) 申請 L 字簽證，应当按照要求提交旅行计划行程安排等材料；以团体形式入境旅游的，还应当提交旅行社出具的邀请函件。</p>	<p>(6) L査証の申請にあたり、要求に従って旅行計画スケジュール等の資料を提供しなければならず、団体で入国・旅行する場合には、更に旅行社の招聘書簡も提供しなければならない。</p>
<p>(七) 申請 M 字簽證，应当按照要求提交中国境内商业贸易合作方出具的邀请函件。</p>	<p>(7) M査証に申請にあたり、中国国内の商業、貿易提携者が発行する招聘書簡を提供しなければならない。</p>
<p>(八) 申請 Q1 字簽證，因家庭团聚申请入境居留的，应当提交居住在中国境内的中国公民、具有永久居留资格的外国人出具的邀请函件和家庭关系证明，因寄养等原因申请入境的，应当提交委托书等证明材料；申请 Q2 字簽證，应当提交居住在中国境内的中国公民、具有永久居留资格的外国人出具的邀请函件等证明材料。</p>	<p>(8) Q1査証の申請にあたり、家族を揃って生活するために入国を申請する場合、中国国内に居住する中国国民、永久在留資格を有する外国人から発行した招聘書簡及び家族関係の証明を提供しなければならず、養育の委託等の理由で入国を申請する場合、委託書等の証明資料を提供しなければならない。Q2査証の申請にあたり、中国国内に居住する中国国民、永久在留資格を有する外国人から発行した招聘書簡等の証明資料を提供しなければならない。</p>
<p>(九) 申請 R 字簽證，应当符合中国政府有关主管部门确定的外国高层次人才和急需紧缺专门人才的引进条件和要求，并按照规定提交相应的证明材料。</p>	<p>(9) R査証の申請にあたり、中国政府の関連主管部門が確定した外国のハイレベル人材及び緊急に必要なかつ欠乏している専門的人材の導入に関する条件及び要求に合致しなければならず、規定に従って相応の証明資料を提出しなければならない。</p>
<p>(十) 申請 S1 字及 S2 字簽證，应当按照要求提交因工作、学习等事由在中国境内停留居留的外国人出具的邀请函件、家庭关系证明，或者入境处理私人事务所需的证明材料。</p>	<p>(10) S1及びS2査証の申請にあたり、要求に従って、就労、学習等の事由のために中国国内で滞在・在留する外国人から発行した招聘書簡及び家族関係証明もしくは私的な事務処理のために入国する必要があることを証明できる資料を提出しなければならない。</p>
<p>(十一) 申請 X1 字簽證应当按照规定提交招</p>	<p>(11) X1字査証の申請にあたり、規定に従</p>

<p>收单位出具的录取通知书和主管部门出具的证明材料；申请 X2 字签证，应当按照规定提交招收单位出具的录取通知书等证明材料。</p> <p>（十二）申请 Z 字签证，应当按照规定提交工作许可等证明材料。</p> <p>签证机关可以根据具体情况要求外国人提交其他申请材料。</p> <p>第八条 外国人有下列情形之一的，应当按照驻外签证机关要求接受面谈：</p> <p>（一）申请入境居留的；</p> <p>（二）个人身份信息、入境事由需要进一步核实的；</p> <p>（三）曾有不准入境、被限期出境记录的；</p> <p>（四）有必要进行面谈的其他情形。</p> <p>驻外签证机关签发签证需要向中国境内有关部门、单位核实有关信息的，中国境内有关部门、单位应当予以配合。</p> <p>第九条 签证机关经审查认为符合签发条件的，签发相应类别签证。对入境后需要办理居留证件的，签证机关应当在签证上注明入境后办理居留证件的时限。</p>	<p>って、受入れ先の発行した入学通知書及び主管部門から発行した証明資料を提出しなければならない、X2査証の申請にあたっては、規定に従って受入れ先から発行した入学通知書等の証明資料を提出しなければならない。</p> <p>（12）Z査証の申請にあたり、規定に従って就労許可証明等の書類を提供しなければならない。</p> <p>査証機関は、具体的な状況に照らして、外国人に対しその他の申請資料の提出を要求することができる。</p> <p>第8条 外国人に以下の事由の一つがある場合、外国駐在査証機関の要求に従って面談を受けなければならない。</p> <p>（1）入国・在留を申請するもの。</p> <p>（2）個人の身分情報及び入国事由について更なる確認が必要なもの。</p> <p>（3）かつて入国不許可、期限を区切ったの出国処分を受けた記録があるもの。</p> <p>（4）査証機関が面談を必要と考えるその他の事由があるもの。</p> <p>外国駐在査証機関による査証の発行にあたり、中国国内の関連部門及び事業者に関連情報の確認を要する場合には、中国国内の関連部門及び事業者はこれに協力しなければならない。</p> <p>第9条 査証機関は審査の結果、発行条件に合致すると認定した場合、相応の類別の査証を発行する。入国後に在留証書の手続きを要する場合、査証機関は査証上に入国後において在留証書の手続きを行なう期限を明記しなければならない。</p>
---	--

第三章 停留居留管理	第3章 滞在・在留に関する管理
<p>第十条 外国人持签证入境后，按照国家规定可以变更停留事由、给予入境便利的，或者因使用新护照、持团体签证入境后由于客观原因需要分团停留的，可以向停留地县级以上地方人民政府公安机关出入境管理机构申请换发签证。</p>	<p>第10条 外国人が査証を所持した入国した後、国の規定に従って、滞在事由の変更が可能な場合、入国手続きに便宜を提供すべき場合、又は新しい旅券を使用する場合、団体査証を所持して入国した後に客観的な理由により分散して滞在する必要がある場合には、滞在地の県級以上の地方人民政府の公安機関出入国管理機構に対して査証の交換発行を申請することができる。</p>
<p>第十一条 在中国境内的外国人所持签证遗失、损毁、被盗窃的，应当及时向停留地县级以上地方人民政府公安机关出入境管理机构申请补发签证。</p>	<p>第11条 中国国内で外国人が所持する査証が遺失、損壊、窃盗・強奪に遭った場合、速やかに滞在地の県級以上の地方人民政府の公安機関出入国管理機構にて査証の補足発行を申請しなければならない。</p>
<p>第十二条 外国人申请签证的延期、换发、补发和申请办理停留证件，应当填写申请表，提交本人的护照或者其他国际旅行证件以及符合规定的照片和申请事由的相关材料。</p>	<p>第12条 外国人は、査証の延期、交換発行、補足発行及び滞在証書の申請手続きをするにあたり、申請書に記入のうえ、本人の旅券又はその他の国際旅行証書及び規定に合致する写真及び申請事由に関する資料を提出しなければならない。</p>
<p>第十三条 外国人申请签证延期、换发、补发和申请办理停留证件符合受理规定的，公安机关出入境管理机构应当出具有效期不超过7日的受理回执，并在受理回执有效期内作出是否签发的决定。</p>	<p>第13条 外国人による査証の延期、交換発行、補足発行及び滞在証書の申請手続きが受理規定に合致する場合、公安機関出入国管理機構は有効期間が7日を超えない受理通知書を発行し、且つ受理通知書の有効期限までに査証発行の是非を決定しなければならない。</p>
<p>外国人申请签证延期、换发、补发和申请办理停留证件的手续或者材料不符合规定的，公安机关出入境管理机构应当一次性告知申请人需要履行的手续和补正的申请材料。</p>	<p>外国人が査証更新・交換発行・補足発行を申請する場合、滞在証書の発行を申請する場合、若しくは資料が規定に合致しない場合、公安機関出入国管理機構は申請者に対し、履行を必要とする手続き及び補足する必要のある申請書類を一括して告知しなければならない。</p>
<p>申请人所持护照或者其他国际旅行证件因办理证件被收存期间，可以凭受理回执在中国境内合法停留。</p>	<p>申請者は、所持する旅券又はその他の国際旅行証書が証書手続きのために回収され、その期間中に、受理確認書を証憑とし</p>

<p>第十四条 公安机关出入境管理机构作出的延长签证停留期限决定，仅对本次入境有效，不影响签证的入境次数和入境有效期，并且累计延长的停留期限不得超过原签证注明的停留期限。</p> <p>签证停留期限延长后，外国人应当按照原签证规定的事由和延长的期限停留。</p> <p>第十五条 居留证件分为以下种类：</p> <p>（一）工作类居留证件，发给在中国境内工作的人员；</p> <p>（二）学习类居留证件，发给在中国境内长期学习的人员；</p> <p>（三）记者类居留证件，发给外国常驻中国新闻机构的外国常驻记者；</p> <p>（四）团聚类居留证件，发给因家庭团聚需要在中国境内居留的中国公民的家庭成员和具有中国永久居留资格的外国人的家庭成员，以及因寄养等原因需要在中国境内居留的人员；</p> <p>（五）私人事务类居留证件，发给入境长期探亲的因工作、学习等事由在中国境内居留的外国人的配偶、父母、未满 18 周岁的子女、配偶的父母，以及因其他私人事务需要在中国境内居留的人员。</p> <p>第十六条 外国人申请办理外国人居留证件，应当提交本人护照或者其他国际旅行证件以</p>	<p>て中国国内に合法的に滞在することができる。</p> <p>第14条 公安機関出入国管理機構が下した査証の滞在期間の延長に関する決定は、その回の入国に限って有効とし、査証の入国回数及び入国有効期限には影響せず、且つ、延長された滞在期間の累計は、もとの査証に注記された滞在期限を超えてはならない。</p> <p>査証の滞在期限が延長された後、外国人はもとの査証に規定された事由及び延長された期限に照らして滞在しなければならない。</p> <p>第15条 在留証書は、以下の種類に分けられる。</p> <p>（1）就労類在留証書は、中国国内で就労する人員に発行する。</p> <p>（2）学習類在留証書は、中国国内で長期学習する人員に発行する。</p> <p>（3）記者類在留証書は、外国の中国駐在新聞機構の常駐外国人記者に発行する。</p> <p>（4）親族訪問類証書は、家族揃って生活する必要のある、中国国内に在留する中国国民の家族及び中国の永久在留資格を有する外国人の家族ならびに養育の委託等の理由で中国国内に在留する必要のある人員に発行する。</p> <p>（5）私的事務類在留証書は、入国して、就労、学習等の事由で中国国内に居住している外国人を長期に親戚訪問する本人の配偶者、父母、18歳未満の子女、配偶者の父母、ならびに長期にその他の私的事務で中国国内での在留を要する人員に発行する。</p> <p>第16条 外国人は外国人在留証書の申請手続きにあたり、本人の旅券又はその他の国</p>
---	---

<p>及符合规定的照片和申请事由的相关材料，本人到居留地县级以上地方人民政府公安机关出入境管理机构办理相关手续，并留存指纹等人体生物识别信息。</p> <p>（一）工作类居留证件，应当提交工作许可等证明材料；属于国家需要的外国高层次人才和急需紧缺专门人才的，应当按照规定提交有关证明材料。</p> <p>（二）学习类居留证件，应当按照规定提交招收单位出具的注明学习期限的函件等证明材料。</p> <p>（三）记者类居留证件，应当提交有关主管部门出具的函件和核发的记者证。</p> <p>（四）团聚类居留证件，因家庭团聚需要在中国境内居留的，应当提交家庭成员关系证明和与申请事由相关的证明材料；因寄养等原因需要在中国境内居留的，应当提交委托书等证明材料。</p> <p>（五）私人事务类居留证件，长期探亲的，应当按照要求提交亲属关系证明、被探望人的居留证件等证明材料；入境处理私人事务的，应当提交因处理私人事务需要在中国境内居留的相关证明材料。</p> <p>外国人申请有效期 1 年以上的居留证件的，应当按照规定提交健康证明。健康证明自开具之日起 6 个月内有效。</p>	<p>際旅行証書及び規定に合致する写真及び申請事由に関する資料を提供しなければならず、本人が在留地の県級以上の人民政府公安機関出入国機関にて関連する手続きをし、指紋等の生体識別情報を残さなければならない。</p> <p>（1）就労類在留証書について、就労許可等の証明資料を提出しなければならない。国が必要とする外国のハイレベル人材及び緊急に必要且つ欠乏している人材に該当する場合には、規定に従って関連する証明資料を提出しなければならない。</p> <p>（2）学習類在留証書について、規定に従って、受入れ先から発行した学習期間が明記された書簡等の証明資料を提出しなければならない。</p> <p>（3）記者類在留証書について、関連主管部门が発行した書簡及び交付した記者証を提出しなければならない。</p> <p>（4）親族訪問類在留証書について、家族が揃うために中国国内で在留する必要がある場合、家族関係証明及び申請事由に関する証明資料を提供しなければならない。養育の委託等の理由で中国国内に在留する必要がある場合には、委託書等の証明資料を提出しなければならない。</p> <p>（5）私的事務類在留証書について、長期の親族訪問については、親族関係の証明、親族訪問を受ける者の在留証書等の証明資料を提出しなければならない。入国して私的事務を処理する場合、私的事務の処理のために中国国内に在留する必要があることを証明する関係資料を提出しなければならない。</p> <p>外国人が有効期間1年以上の在留証書を申請する場合、規定に従って健康証明を提供しなければならない。健康証明は発行日</p>
--	--

<p>第十七条 外国人申请办理居留证件的延期、换发、补发，应当填写申请表，提交本人的护照或者其他国际旅行证件以及符合规定的照片和申请事由的相关材料。</p> <p>第十八条 外国人申请居留证件或者申请居留证件的延期、换发、补发符合受理规定的，公安机关出入境管理机构应当出具有效期不超过 15 日的受理回执，并在受理回执有效期内作出是否签发的决定。</p> <p>外国人申请居留证件或者申请居留证件的延期、换发、补发的手续或者材料不符合规定的，公安机关出入境管理机构应当一次性告知申请人需要履行的手续和补正的申请材料。</p> <p>申请人所持护照或者其他国际旅行证件因办理证件被收存期间，可以凭受理回执在中国境内合法居留。</p> <p>第十九条 外国人申请签证和居留证件的延期、换发、补发，申请办理停留证件，有下列情形之一的，可以由邀请单位或者个人、申请人的亲属、有关专门服务机构代为申请：</p> <p>（一）未满 16 周岁或者已满 60 周岁以及因疾病等原因行动不便的；</p> <p>（二）非首次入境且在中国境内停留居留记录良好的；</p> <p>（三）邀请单位或者个人对外国人在中国境</p>	<p>から6ヶ月以内を有効とする。</p> <p>第17条 外国人は、在留証書の更新、交換発行、補足発行の申請手続きをするにあたり、申請書に記入のうえ、本人の旅券又はその他の国際旅行証書及び規定に合致する写真及び申請事由に関する資料を提供しなければならない。</p> <p>第18条 外国人による在留証書の更新、交換発行、補足発行及び滞在証書の申請手続きが受理規定に合致する場合、公安機関出入国管理機構は有効期間が15日を超えない受理通知書を発行し、且つ受理通知書の有効期限までに発行の是非を決定しなければならない。</p> <p>外国人による在留証書更新、交換発行、補足発行の申請手続き又は資料が規定に合致しない場合、公安機関出入国管理機構は申請者に対し、履行を必要とする手続き及び補足する必要がある申請書類を一括して告知しなければならない。</p> <p>申請者は、所持する旅券又はその他の国際旅行証書が証書手続きのために回収され、その期間中に、受理確認書を証憑として中国国内に合法的に滞在することができる。</p> <p>第19条 外国人の査証及び在留証書の更新、交換発行、補足発行ならびに滞在証書の申請手続きにあたり、以下の事由の一つがある場合、招聘元事業者又は個人、申請者の親族、関連する専門のサービス機構が代理で申請することができる。</p> <p>（1）満16歳未満又は満60歳以上及び疾病等の理由により行動が不便であるもの。</p> <p>（2）初回の入国ではなく且つ中国国内での滞在・在留記録が良好であるもの。</p> <p>（3）招聘元の事業者又は個人が、外国人の</p>
--	--

<p>内期间所需费用提供保证措施的。</p> <p>外国人申请居留证件，属于国家需要的 外国高层次人才和急需紧缺专门人才以及前 款第一项规定情形的，可以由邀请单位或者 个人、申请人的亲属、有关专门服务机构代 为申请。</p> <p>第二十条 公安机关出入境管理机构可以通 过面谈、电话询问、实地调查等方式核实申 请事由的真实性，申请人以及出具邀请函件、 证明材料的单位或者个人应当予以配合。</p> <p>第二十一条 公安机关出入境管理机构对有 下列情形之一的外国人，不予批准签证和居 留证件的延期、换发、补发，不予签发停留 证件：</p> <p>（一）不能按照规定提供申请材料的；</p> <p>（二）在申请过程中弄虚作假的；</p> <p>（三）违反中国有关法律、行政法规规定， 不适合在中国境内停留居留的；</p> <p>（四）不宜批准签证和居留证件的延期、换 发、补发或者签发停留证件的其他情形。</p> <p>第二十二条 持学习类居留证件的外国人需 要在校外勤工助学或者实习的，应当经所在 学校同意后，向公安机关出入境管理机构申 请居留证件加注勤工助学或者实习地点、期 限等信息。</p>	<p>中国滞在期間中に必要となる費用について 保証措置を提供するもの。</p> <p>外国人が在留証書の申請にあたり、国が 必要とする外国のハイレベル人材及び緊急 に必要且つ専門的な人材に該当したり、前 項第1号の規定する事由を有するものは、招 聘元の事業者又は個人、申請者の親族、関 連する専門サービス機関が代理申請するこ とができる。</p> <p>第20条 公安機関出入国管理機構は、面談、 電話での訊問、現地調査等の方法で申請事 由の信憑性を確認することができ、申請人 及び招聘書簡、証明資料を発行した事業者 又は個人はこれに協力しなければならない い。</p> <p>第21条 公安機関出入国管理機構は、以下 の事由の一つがある外国人に対し、査証及 び在留証書の更新、交換発行、補足発行を 許可せず、滞在証書を発行しない。</p> <p>（1）規定どおりに申請資料を提供できない もの。</p> <p>（2）申請の過程で虚偽を弄したもの。</p> <p>（3）中国の関連する法律及び行政法規の規 定に違反し、中国国内での滞在・在留に不 適格であるもの。</p> <p>（4）査証及び在留証書の更新、交換発行、 補足発行又は滞在証書の発行を許可するの が適切でないその他の事由があるもの。</p> <p>第22条 学習類在留証書を所持する外国人 が、校外で勤労学習助成又は実習をする必 要がある場合には、所属する学校の同意を 得たうえで、公安機関出入国管理機構に対 し勤労学習助成又は実習の場所及び期限等 の情報の在留証書への追加・注記を申請し なければならない。</p>
---	--

<p>持学习类居留证件的外国人所持居留证件未加注前款规定信息的，不得在校外勤工助学或者实习。</p>	<p>学習類在留証書を所持する外国人は、在留証書に前項に規定する情報を追加・注記せずに校外で勤労学習助成又は実習を行なってはならない。</p>
<p>第二十三条 在中国境内的外国人因证件遗失、损毁、被盗抢等原因未持有效护照或者国际旅行证件，无法在本国驻中国有关机构补办的，可以向停留居留地县级以上地方人民政府公安机关出入境管理机构申请办理出境手续。</p>	<p>第23条 中国国内の外国人が、証書の遺失、損壊、窃盗・強奪などに遭ったために有効的な旅券又は国際旅行証書を所持せず、且つ中国に駐在する本国の関連機関からの再発行ができない場合、滞在・在留地の県級以上の地方人民政府公安機関出入国管理機構に出国手続きの申請を行なうことができる。</p>
<p>第二十四条 所持出境入境证件注明停留区域的外国人、出入境边防检查机关批准临时入境且限定停留区域的外国人，应当在限定的区域内停留。</p>	<p>第24条 所持する出入国証書に滞在区域が注記されている外国人及び出入国国境警護検査機関から許可を受けて臨時に入国し且つ滞在区域を限定された外国人は、限定された区域内に滞在しなければならない。</p>
<p>第二十五条 外国人在中国境内有下列情形之一的，属于非法居留：</p> <p>（一）超过签证、停留居留证件规定的停留居留期限停留居留的；</p> <p>（二）免办签证入境的外国人超过免签期限停留且未办理停留居留证件的；</p> <p>（三）外国人超出限定的停留居留区域活动的；</p> <p>（四）其他非法居留的情形。</p>	<p>第25条 外国人が中国国内において以下の事由の一つがある場合、不法在留にあたる。</p> <p>（1）査証、滞在・在留証書に規定される滞在・在留期限を超えて滞在・在留しているもの。</p> <p>（2）査証免除で入国した外国人が査証免除期限を超え、且つ滞在・在留証書の手続きをしていないもの。</p> <p>（3）外国人が限定された滞在・在留区域を外れて活動したものの。</p> <p>（4）その他不法在留の事由があるもの。</p>
<p>第二十六条 聘用外国人工作或者招收外国留学生的单位，发现有下列情形之一的，应当及时向所在地县级以上地方人民政府公安机关出入境管理机构报告：</p> <p>（一）聘用外国人离职或者变更工作地域的；</p>	<p>第26条 外国人を招聘・雇用又は外国人留学生を受け入れた事業者は、以下の事由の一つを発見した場合、速やかに県級以上の地方人民政府公安機関出入国管理機構に報告しなければならない。</p> <p>（1）招聘・雇用した外国人が離職したり、又は勤務場所の変更があったとき。</p>

<p>(二) 招收的外国留学生毕业、结业、肄业、退学，离开原招收单位的；</p> <p>(三) 聘用的外国人、招收的外国留学生违反出境入境管理规定的；</p> <p>(四) 聘用的外国人、招收的外国留学生出现死亡、失踪等情形的。</p> <p>第二十七条 金融、教育、医疗、电信等单位在办理业务时需要核实外国人身份信息的，可以向公安机关出入境管理机构申请核实。</p> <p>第二十八条 外国人因外交、公务事由在中国境内停留居留证件的签发管理，按照外交部的规定执行。</p> <p style="text-align: center;">第四章 调查和遣返</p> <p>第二十九条 公安机关根据实际需要可以设置遣返场所。</p> <p>依照出境入境管理法第六十条的规定对外国人实施拘留审查的，应当在 24 小时内将被拘留审查的外国人送到拘留所或者遣返场所。</p> <p>由于天气、当事人健康状况等原因无法立即执行遣送出境、驱逐出境的，应当凭相关法律文书将外国人羁押在拘留所或者遣返场所。</p> <p>第三十条 依照出境入境管理法第六十一条的规定，对外国人限制活动范围的，应当出具限制活动范围决定书。被限制活动范围的外国人，应当在指定的时间到公安机关报到；未经决定机关批准，不得变更生活居所或者离开限定的区域。</p>	<p>(2) 受け入れた外国人留学生在卒業、過程終了、学業放棄、退学、もとの受入れ先から去ったとき。</p> <p>(3) 招聘・雇用した外国人、受け入れた外国人留学生在出入国管理規定に違反したとき。</p> <p>(4) 招聘・雇用した外国人、受け入れた外国人留学生在死亡、失踪したとき。</p> <p>第27条 金融、教育、医療、電信などの事業者が業務において外国人の身分に関する情報を確認する必要がある場合、公安機関出入国管理機構に確認を申請することができる。</p> <p>第28条 外国人が外交、公務事由などで中国国内に滞在・在留する場合の証書の発行・管理は、外交部の規定に従って執行する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 調査及び送還</p> <p>第29条 公安機関は、実際の必要に応じて、送還場所を設置することができる。</p> <p>出入国管理法第60条の規定に基づいて外国人を留置・審査する場合、留置・審査される外国人を24時間以内に留置所又は送還場所に送らなければならない。</p> <p>天候、当事者の健康状態等の原因によりただちに国外送還、国外追放を執行することができない場合、関連する法律文書を証拠として外国人を留置所又は送還場所に拘禁しなければならない。</p> <p>第30条 出入国管理法の第61条の規定に基づき、外国人の活動範囲を制限する場合、活動範囲の制限に関する決定書を発行しなければならない。活動範囲を制限された外国人は、指定された時間に公安機関に出頭しなければならない。決定機関による承認を</p>
---	--

<p>第三十一条 依照出境入境管理法第六十二条的规定，对外国人实施遣送出境的，作出遣送出境决定的机关应当依法确定被遣送出境的外国人不准入境的具体期限。</p> <p>第三十二条 外国人被遣送出境所需的费用由本人承担。本人无力承担的，属于非法就业的，由非法聘用的单位、个人承担；属于其他情形的，由对外国人在中国境内停留居留提供保证措施的单位或者个人承担。</p> <p>遣送外国人出境，由县级以上地方人民政府公安机关或者出入境边防检查机关实施。</p> <p>第三十三条 外国人被决定限期出境的，作出决定的机关应当在注销或者收缴其原出境入境证件后，为其补办停留手续并限定出境的期限。限定出境期限最长不得超过 15 日。</p> <p>第三十四条 外国人有下列情形之一的，其所持签证、停留居留证件由签发机关宣布作废：</p> <p>（一）签证、停留居留证件损毁、遗失、被盗窃的；</p> <p>（二）被决定限期出境、遣送出境、驱逐出境，其所持签证、停留居留证件未被收缴或者注销的；</p> <p>（三）原居留事由变更，未在规定期限内向公安机关出入境管理机构申报，经公安机关公告后仍未申报的；</p>	<p>得ずに居住場所を変更したり又は限定区域を離れてはならない。</p> <p>第31条 出入国管理法の第62条の規定に基づき、外国人を国外送還する場合、送還処分を決定した機関は、法により、送還される外国人が入国不許可となる具体的な期限を確定しなければならない。</p> <p>第32条 外国人の送還に必要となる費用は本人が負担する。本人に負担能力がない場合、不法就労であれば、違法に雇用した事業者又は個人が負担し、その他の状況であれば、外国人の中国国内の滞在・在留に関して保証措置を提供した事業者又は個人が負担する。</p> <p>外国人の送還処分については、県級以上の地方人民政府公安機関又は出入国国境警備検査機関が実施する。</p> <p>第33条 外国人が期限付きの出国処分を決定された場合、決定を下した機関は、そのもとの出入国証書を抹消又は強制回収した後、当該外国人の滞在手続きを補足し且つ期限付き出国の期限を決定する。期限付き出国の期限は、最長でも15日を超えてはならない。</p> <p>第34条 外国人に以下の事由の一つがある場合、その所持する査証、滞在・在留証書は、発行機関により無効を宣言する。</p> <p>（1）査証、滞在・在留証書が損壊、遺失、窃盗・強奪に遭ったもの。</p> <p>（2）期限付きの出国処分、送還処分、国外追放処分の決定を受け、その所持する査証、滞在・在留証書が強制回収又は抹消されていないもの、</p> <p>（3）もとの在留事由に変更が生じたが、所定の期限までに公安機関出入国機関に申告せず、公安機関による公告の後に依然とし</p>
---	--

<p>(四) 有出境入境管理法第二十一条、第三十一条规定的不予签发签证、居留证件情形的。</p> <p>签发机关对签证、停留居留证件依法宣布作废的，可以当场宣布作废或者公告宣布作废。</p> <p>第三十五条 外国人所持签证、停留居留证件有下列情形之一的，由公安机关注销或者收缴：</p> <p>(一) 被签发机关宣布作废或者被他人冒用的；</p> <p>(二) 通过伪造、变造、骗取或者其他方式非法获取的；</p> <p>(三) 持有人被决定限期出境、遣送出境、驱逐出境的。</p> <p>作出注销或者收缴决定的机关应当及时通知签发机关。</p> <p style="text-align: center;">第五章 附则</p>	<p>て申告しないもの。</p> <p>(4) 出入国管理法の第21条、第31条に規定する査証、在留証書の発行を不許可とする事由のあるもの。</p> <p>発行機関が査証、滞在・在留証書について法により無効を宣言する場合、現場で無効を宣言するか又は公告により無効を宣言することができる。</p> <p>第35条 外国人が所持する査証、滞在・在留証書等に以下の事由がある場合、公安機関はこれを抹消又は強制回収することができる。</p> <p>(1) 査証機関から無効を宣言されたり又は他人に冒用されたもの。</p> <p>(2) 偽造、変造、詐取又はその他の方法で違法に取得したもの。</p> <p>(3) 所持者が期限付きの出国処分、送還処分、国外追放処分を決定されたもの。</p> <p>抹消又は強制回収の決定をした機関は速やかに発行機関に通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5章 附則</p>
<p>第三十六条 本条例下列用語の含义：</p> <p>(一) 签证的入境次数，是指持证人在签证入境有效期内可以入境的次数。</p> <p>(二) 签证的入境有效期，是指持证人所持签证入境的有效时间范围。非经签发机关注明，签证自签发之日起生效，于有效期满当日北京时间 24 时失效。</p> <p>(三) 签证的停留期限，是指持证人每次入</p>	<p>第36条 本条例の以下の用語の意味は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 査証の入国回数は、所持者が査証の入国有効期間内に入国できる回数をいう。</p> <p>(2) 査証の入国有効期間とは、所持者が査証を所持し入国するのに有効な時間の範囲をいう。発行機関の注記がない場合、査証は発行日に発効し、有効期間満了当日の北京时间24時に失効する。</p> <p>(3) 査証の滞在期限とは、所持者が一回の</p>

<p>境后被准许停留的时限，自入境次日开始计算。</p> <p>（四）短期，是指在中国境内停留不超过 180 日（含 180 日）。</p> <p>（五）长期、常驻，是指在中国境内居留超过 180 日。</p> <p>本条例规定的公安机关出入境管理机构审批期限和受理回执有效期以工作日计算，不含法定节假日。</p> <p>第三十七条 经外交部批准，驻外签证机关可以委托当地有关机构承办外国人签证申请的接件、录入、咨询等服务性事务。</p> <p>第三十八条 签证的式样由外交部会同公安部规定。停留居留证件的式样由公安部规定。</p> <p>第三十九条 本条例自 2013 年 9 月 1 日起施行。1986 年 12 月 3 日国务院批准，1986 年 12 月 27 日公安部、外交部公布，1994 年 7 月 13 日、2010 年 4 月 24 日国务院修订的《中华人民共和国外国人入境出境管理法实施细则》同时废止。</p>	<p>入国後に滞在を許可される期間を指し、入国の翌日から起算する。</p> <p>（4）短期とは、中国国内での滞在が180日を超えないもの（180日を含む）をいう。</p> <p>（5）長期、常駐とは、中国国内での在留が180日を超えるものをいう。</p> <p>本条例に規定する公安機関出入国管理機構による審査認可期間及び受理通知書の有効期間は営業日を以って計算するものとし、法定祝祭日は含まない。</p> <p>第37条 外交部の承認を得て、外国駐在の査証機関は、現地の関連機関に対し、外国人からの査証申請の受付、入力、照会対応等のサービス事務を委託することができる。</p> <p>第38条 査証のフォームは、外交部が公安部と共に規定する。滞在・在留証書のフォームは、公安部が規定する。</p> <p>第39条 本条例は、2013年9月1日から施行する。1986年12月3日に国务院が承認し、1986年12月27日に公安部及び外交部が公布し、1994年7月13日、2010年4月24日に国务院が改正した「中華人民共和国外国人出入国管理法実施細則」は、同時に廃止する。</p>
---	--